

令和3年4月

事務所ニュース [No.257]



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

◎小学校休業等対応助成金

令和3年3月31日まで

申請期限 R3.1.1～3.31 までの休暇

令和3年6月30日まで

◎雇用調整助成金

特例措置 R3.4.30 まで 上限15,000円 ※その他の要件は変わりません

労働保険年度更新

—労災・雇用保険—

保険料の申告・納付は年に一度で6月1日から7月10日までです。
事務組合の申告は6月初旬、納付は7月20日（3回払）です
従業員全員の賃金、元請工事高の集計準備が必要です

同一労働同一賃金 4月1日から適用

—正社員とパートタイマー・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止—

基本給、役職手当等には難しい問題が残りますが必ずしも同一を求めてはいません。しかし、具体的な実態に照らして**不合理であってはならず、公正さ**を求めています。非正規雇用労働者からの質問には誠実に対応することが肝要です。役職手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等、また福利厚生等については**平等**であり、**不合理**でない措置が必要です

年間5日間の**年休**取得していますか？

—年次有給休暇の時季指定義務—

—年間5日間—

10日付与（基準日）

4/1 入社

10/1

翌年 9/30

← この1年間に5日取得 →

年間10日以上^{（パートタイマー含）}の年次有給休暇が付与される労働者が対象です

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net